

厚生院管理部福祉課特別会計 取 扱 い 内 規

(目 的)

第1条

厚生院管理部福祉課特別会計(以下 特別会計)取り扱い内規(以下 内規)は、厚生院管理部福祉課で取り扱う特別の金銭出納を管理することを目的とする

(収 入)

第2条

この特別会計の収入は、実習謝礼、見学謝礼、利子その他をもって
あてる

(支 出)

第3条

この特別会計の支出は、以下のとおりとする

- ① 福祉課での業務遂行上、必要な物品を名古屋市会計で購入することが困難な場合
- ② 名古屋市会計で支出困難な、謝礼、謝金
- ③ " 弁償金
- ④ 福祉課が企画、主催した施設見学、研修時の手土産(2,000円以内)。これ以外の施設見学、研修は対象としない
- ⑤ 福祉課主催の会議、打ち合わせ会で飲食物の提供が必要な場合
- ⑥ 一時的な他支出の立て替え
- ⑦ その他福祉課長が、必要と認めた事項

(管 理)

第4条

この特別会計の管理は、福祉係長が行い、預金通帳で保管し、現金保管はしない。また、出納簿管理をおこなう

(責 任)

第5条

この特別会計は福祉課長の責任とする

(附 則)

第6条

この特別会計内規は、平成2年4月1日から施行する

本件施行してよろしいか伺います

2.4.01

福祉課長



福祉課

